

平成25年度 せたな町重度身体障害者タクシー料金助成について

せたな町では重度身体障害者の方に対してタクシーを利用する際の料金の一部を助成しております。

対象者及び助成額は下記のとおりとなっておりますので、助成を希望する方は印鑑・身体障害者手帳を持参の上、役場・各支所の福祉係へ申請して下さい。

また、本人及び本人と同乗する方に限りますので、ご了承願います。

対象になる要件

障がい	要 件
身 体	① 1 級または 2 級の下肢障害者及び体幹障害者 ② 1 級の視覚障害者及び内部障害者 ③ 下肢障害者又は体幹障害が 3 級または 4 級で、かつ他の障害名が加わり総合して 1 級又は 2 級の重度障害者

助 成 額

年額 11,280 円（基本料金 470 円×24 回）助成。
ただし、申請月により月割交付します。

■ 対象にならない要件 ■

- 平成 21 年度課税以後の町税等を滞納されている方
- 自動車税の免除を受けている（通年交付の場合）

※ 助成の対象になる方で『自動車税の免除を受けている場合』通年交付の対象となりませんが、冬期間（1 月～3 月）に通院等で利用する場合に限り 6 枚を限度として交付します。（12 月に再度案内をし、申請を受付いたします。）

申請される方は、下記役場・各支所の福祉係へ申請願います。
なおご不明の点がありましたら、下記連絡先までお願いします。

持参するもの ： 印鑑 ・ 身体障害者手帳

※このサービスは「せたな町町税等の滞納に対する行政サービスの制限措置に関する条例」の対象サービスとなっております。

○詳しい内容は下記担当へお問い合わせ下さい。【担当：福祉係】

申 請 窓 口	・ 役場保健福祉課福祉係（健康センター内）	Tel (0137) 84-5111
	・ 瀬棚総合支所 地域町民課福祉係	Tel (0137) 87-3311
	・ 大成総合支所 地域町民課福祉係	Tel (01398) 4-5511